

IFRS industry insights: 金融機関以外の企業 新しい金融商品の基準は、金融資産の分類と貸倒引当 金を変更する

要点

- IFRS 第 9 号は、負債性金融商品について、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する(FVTOCI)新しい分類区分を有する。
- 予想損失減損モデルが、IFRS 第 9 号に追加された。
- IAS 第 39 号を適用する場合よりも、減損損失および貸倒引当金が早く認識される。
- 多くの場合、貸付資産およびその他の債権の当初認識時に、初日(day-one)の引当金を認識する。

何が起こったか

国際会計基準審議会(IASB)は、金融資産についての分類および測定モデルへの修正、ならびに新しい予想損失減損モデルを組み込む、IFRS 第 9 号「金融商品」の最終版を公表した。IFRS 第 9 号は、IAS 第 39 号「金融商品：認識および測定」を置き換えるものであり、2018 年 1 月 1 日以後開始する報告期間に適用され、早期適用は認められる(現地でのエンドースメントの要求を条件として)。

IAS 第 39 号を置き換えるプロジェクトは、段階的に実施された。IASB は、最初に金融資産の新しい分類および測定モデルに関する IFRS 第 9 号を 2009 年に公表し、続いて金融負債および認識の中止についての要求事項を 2010 年に追加した。その後、新しい一般ヘッジ会計の要求事項を追加するため、IFRS 第 9 号は、2013 年に修正された。2014 年 7 月に公表された IFRS 第 9 号の最終版は、これら従前のすべての版に取って代わる。ただし、これら従前の版は、一定期間は早期適用が可能である¹。

金融機関以外の企業に対する影響

分類および測定モデルへの修正、ならびに新しい予想損失減損モデルによってもたらされる、金融機関以外の企業にとって最も重要な影響を後述する。会計の要求事項に関する詳細なガイダンスおよび更なるリソースも示している。

金融資産についての分類および測定モデルへの修正

新しい FVTOCI 分類は、契約上のキャッシュ・フローの特性テストにパスしており、契約上のキャッシュ・フローの回収のための保有と売却の両方により目的が達成される事業モデルの中で保有されている資産に適用される強制的な分類である。純損益を通じて公正価値での測定(FVTPL)が会計上のミスマッチを除去または低減する場合、FVTOCI の代わりに公正価値オプションを当初認識時に利用できる。

¹企業の該当する適用開始日が 2015 年 2 月 1 日より前である場合、IFRS 第 9 号の従前の版を早期に適用できる。

金融資産が、元本の返済および元本残高に対する利息のみである場合に、契約上のキャッシュ・フローの特性テストはパスとなる。金融資産がこのテストをパスすれば、契約上のキャッシュ・フローを回収する事業モデルで保有されている場合には償却原価で、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的である事業モデルである場合にはFVTOCIで測定される。もし、いずれの事業モデルも適用されないか、公正価値オプション行使する場合には、資産はFVTPLで測定される。

純損益のボラティリティの低減

IFRS第9号の従来の要求事項と比較して、償却原価測定の事業モデルのテストにパスしないためFVTPLで測定されていた資産が、FVTOCI区分の導入により、FVTOCIで測定され得る結果となる。これは、長期の負債性金融商品に投資し、契約上のキャッシュ・フローの回収および、より高いリターンを得るべく再投資するために資産を売却することにより生じる総体的なリターンを管理している企業にとっては、純損益のボラティリティを低減させる結果となり得る。例えば、そのような戦略は、短期から中期的に資本的支出(capital expenditure)の資金とするために採用されるかもしれない。これらの資産は、流動性が高いため、償却原価測定の要求事項は満たさないが、FVTOCI分類となり得る。

FVTOCIとAFS

FVTOCIは残余のカテゴリーではないので(代わりにFVTPLが残余のカテゴリーである)、FVTOCI分類はIAS第39号における売却可能(AFS)分類とは異なる。最も重要なことは、減損の測定際に予想損失が適用されることである。(後述参照)

取引相場のある負債証券が明確に満期保有である場合を除き、償却原価の処理に適格とならないため、これらの資産を保有する企業では、AFS分類がよく適用される。したがい、そのような資産がFVTOCI(または適格な場合、償却原価)で測定される場合の影響を考慮する必要があるであろう。

新しい予想損失減損モデル

IFRS第9号は、IAS第39号における発生損失モデルを置き換える新しい予想損失減損モデルを導入している。新しい予想損失減損モデルは、以下の項目に適用することが求められる。

- 債却原価またはFVTOCIで測定される負債性金融商品
- 営業債権
- IAS第17号「リース」の範囲に含まれるリース債権
- IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の範囲に含まれる契約資産(すなわち、企業が顧客に移転した財またはサービスに伴う対価への権利(当該権利が時の経過以外の何か(例えば、企業の将来の履行)を条件としている場合))

さらに、ローン・コミットメントまたは金融保証契約を発行した企業も、予想損失モデルを適用する必要がある(限定的なケースを除く)。

初日の引当金

貸付損失引当金は、当初認識時に認識され、以下の2つの方法のいずれかで測定される。²

- 12ヶ月の予想損失引当金
- 全期間の予想損失引当金

そのため、企業が営業債権、リース債権、または契約資産を認識する場合、初日の引当金が純損益を借方として認識される。これは、償却原価またはFVTOCIで測定される負債証券にも適用される。

(IFRS第15号に従い)重要な財務要素を含まない営業債権および契約資産においては、損失引当金は、常に全期間の予想損失と同額で測定される。

他の営業債権、他の契約資産およびリース債権は、貸倒損失引当金を常に全期間の予想損失と同額で測定する会計方針の選択が(各々において)可能である。さもなければ、当初認識時に12ヶ月の予想損失引当金を認識する。

信用リスクの変動のモニタリング

信用リスクの著しい増大がある場合、損失引当金は、12ヶ月の予想損失引当金から全期間の予想信用損失に移行する。この新しい、より早い減損損失認識のトリガーは、企業が、いつ信用リスクの著しい増大があるかを識別するための適切なシステムとプロセスを設定しなければならないことを意味する。異なる種類の資産に対するアプローチは、異なる可能性がある。例えば、負債証券の投資には外部格付けが、営業債権には「期日経過(past due)」データが使用されるかもしれない。

IFRS第9号は、一旦、債権の期日経過が30日超となった場合には、信用リスクの著しい増大があるという反証可能な推定を含んでいる。企業は、この推定を反証するために十分な裏付けを用意しなければならないことに留意して、代表的な債権に対する閾値(threshold)を検討する必要があるであろう。

予想損失の測定

損失引当金は、過大なコストや労力なしに合理的に利用可能な、過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測についての合理的で裏付け可能な予測についての情報に基づいて、実効利率(またはその近似値)により割り引いた、確率加重を基礎として測定される。この貸倒損失引当金の測定値は、IAS第39号においては使用されていなかったデータと情報の使用を要求する。基準では、例えば、期日経過の日数に基づいて引当金のレベルを算定する(例えば、30日期日経過の営業債権の残高金額の1%、60日期日経過の場合3%、90日期日経過の場合5%などで全期間の予想損失を算定)、引当金マトリクスの使用が認められる。そのようなアプローチの使用は、引当金マトリクスの適用を裏付ける入手可能

² IAS第39号での取扱いと同様に、予想信用損失が、(信用調整後の)実効金利が派生する期待キャッシュ・フローの中に組み込まれた、購入された信用減損資産を除く。

な情報の注意深い分析が必要とされるであろう。

透明性

本モデルを適用するために必要とされる多くの判断および仮定を考慮して、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」は会計に伴って生じる広範囲な開示を要求する。これらの開示は、モデル適用に関する透明性を提供しており、同業の企業の引当金を比較し、年々の変化を特定するために使用される可能性がある。したがい、これら開示強化のメッセージにより、事前の検討が必要とされるであろう。

移行措置

IFRS 第 9 号を初めて適用する場合、分類および測定、ならびに減損の要求事項は遡及的に適用される。ただし、過年度を修正再表示しない選択肢が提供されている。

比較情報の修正再表示に関する例外に加えて、初めて適用する時に、信用リスクが当初認識時から著しく増大しているかどうかの決定が、過度なコストや労力を要する場合には、当該金融商品の認識を中止するまで、(信用リスクが報告日に「低い」場合を除く)全期間の予想損失引当金が認識される。これにより、当初認識と比較する相対的測定ではなく、報告日の信用リスクの絶対的測定が、全期間予想損失の認識を決定することになる。このアプローチの実務的便益と、移行日に高い引当金を認識することになる結果、および将来の期間において、並行して 2 つの減損アプローチを採用する負担とを比較検討しなければならないであろう。

追加の情報

IFRS 第 9 号の要求事項に関するより詳細な情報は、銀行に対する影響を議論するビデオ・インタビューに加えて、デロイトが発行する IFRS in Focus で確認できる(www.iasplus.com/ / <http://www.tohmatsu.com/ifrs>)。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド（英国の法令に基づく保証有限責任会社）のメンバーファームおよびそれらの関係会社（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー株式会社および税理士法人トーマツを含む）の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,600 名の専門家（公認会計士、税理士、コンサルタントなど）を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト（www.tohmatsu.com）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte（デロイト）とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL（または “Deloitte Global”）はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。